

化学物質を取り扱う管理者の皆様へ

… 建設業における化学物質管理者講習のご案内 …

<開催の主旨>

労働安全衛生規則（安衛則）第12条の5により、リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う事業場ごとに化学物質管理者を選任し、化学物質の管理に係る技術的事項を管理することが義務付けられています。

リスクアセスメント対象物を取り扱う建設業等の事業場において選任する化学物質管理者は、化学物質管理者講習受講者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者のほか、化学物質管理者講習に準ずる講習の受講者の中から選任することが望ましいとされています（令和4年9月7日付け基発0907第1号(改正:令和5年7月14日付け基発0714第8号)通達(以下、「講習通達」といいます。))。

標記講習は、建設事業者が化学物質管理者を選任する際の選任要件として推奨されている、化学物質管理者講習に準ずる講習として、建設事業場の管理者に化学物質管理者としての知識を修得してもらうことを目的に、当協会都道府県支部において開催します。

**化学物質管理者として必要な知識を習得し、
作業を適切に管理しましょう！**



<化学物質管理者の職務>

- ラベル、SDSを確認し、リスクアセスメントを実施
- リスクアセスメントの結果に基づくばく露防止措置の選択と管理
- 化学物質の自律的な管理に関わる各種記録の作成・保存、作業者への周知教育



・エポキシ樹脂



・ポリウレタン樹脂

・塗料
・接着剤



[illegible]

講習は、講習通達に示された化学物質管理者講習に準ずる講習のカリキュラムを網羅し、上記講習の特徴を加味した建災防独自のカリキュラムです。

講習科目	時間
関係法令	60 分
化学物質の危険性及び有害性並びに表示等	90 分
化学物質の危険性又は有害性等の調査（実演を含む）	120 分
化学物質の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく措置等その他必要な記録等（実演を含む）	120 分
化学物質を原因とする災害発生時の対応	30 分
計	420 分



健康安全衛生
キャラクター



R7.2